

令和8年5月8日

各 位

公益社団法人北海道観光機構

会 長 唐神 昌子

(公印省略)

「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業」

委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 委託事業名 「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業」
2. 業務委託期間 契約締結日～令和8年10月31日（土）
3. 委託業務内容 別紙「企画提案募集要領（指示書）」参照
4. 事業費（上限） 25,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 今後のスケジュール（予定）
  - 5月8日（金） 公示、観光機構WEBサイト掲載
  - 5月19日（火） 企画提案参加表明締切
  - 6月5日（金） 企画提案書の提出期限
  - 6月12日（金） 企画提案の審査、委託事業者決定（予定）
  - 6月中旬 契約締結、業務開始（予定）
6. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は5月19日（火）12時までメールにて受け付けます。参加表明事業者に共通した、企画提案に必要な質問及び回答は当機構で取り纏め、全ての参加表明事業者へ一斉メールにてお知らせします。

【お問い合わせ】 公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部  
担当：金田・小島

E-mail : y\_kaneta@visithkd.or.jp n\_kojima@visithkd.or.jp

令和8年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業  
企画提案募集要領（指示書）

1. 委託事業名

令和8年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業

2. 事業目的

道内各地域と連携を図りながら、世界最大級の観光産業イベントである「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」へ出展し、業界関係者向け展示商談会と一般消費者向け国内プロモーションを実施し、北海道旅行の需要喚起を醸成する。道内地方空港や北海道新幹線の活用を図り、道内全域への誘客を促進するための効果的な商談を促進し、地域・季節偏在解消を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年10月31日迄

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約  
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限額） 25,000,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

（出展料は早期割引@521,400円 x 28小間+無償2小間=14,599,200円・レンタルルーム2部屋127,600x2=255,200円、合計14,854,400円は機構で支払い、委託費には含まない。）

6. 委託業務内容及び実施方法

- (1) ツーリズム EXPO ジャパン 2026 への出展計画の立案及び見積りの作成、実施・運営。
- (2) 計画の立案及び見積りの作成、実施・運営にあたっては以下の項目を参照すること。

① イベント概要

- ・開催名 ツーリズム EXPO ジャパン 2026
- ・開催日時 令和8年9月24日（木）～27日（日）  
（業界・プレス 24日～25日）（一般 26日～27日）
- ・開催場所 東京ビッグサイト  
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1
- ・出展小間数 30小間（270㎡想定 9㎡（1小間）×30小間）
- ・業界関係者向け展示商談会 約40の地域・団体出展を想定
- ・一般消費者向け展示会 270㎡を想定

※共同出展する JR 北海道・北海道エアポート・公益財団法人アイヌ民族文化財団との調整により変動有。(参考：令和7年度実施報告書添付)

## ② 出展に係る基本方針

- ・以下のキーワードをテーマに道内自治体や観光協会、事業者とタイアップし、誘客促進につながる観光情報を発信すること。
- ・「ガストロノミーツーリズム」、「アドベンチャートラベル(豊かな食、雄大な自然、食文化等を活用した)」、「リトリート旅(時間差旅を含む)」、の中からテーマを絞りこみより一層深掘した内容を提案すること。

来場者への WEB アンケートを実施すること、設問等については当機構と協議の上決定し、集計結果については分析等を行い、報告書にまとめること。

- ・道内から単独出展する自治体、観光協会、団体等とも連携して北海道として一体感あるイベントとすること(必ず周遊施策提案を盛り込むこと)。
- ・各地域出展者が商談を行うことが出来るスペースを設けること。1団体につき商談を行うことができるスペースとして、予備席(4人掛1テーブル)を確保すること。
- ・各商談スペースには、長時間に渡る商談にあたって十分かつ快適なスペース・環境を確保したデザイン・仕様とし、商談に使用する机・椅子・荷物を管理するための施錠可能な収納場所を設置すること。予備の椅子を準備するとともに、余裕を持ったレイアウトとすること。
- ・地域出展者の商談スペースについて、会場におけるブースの位置や導線等を踏まえて、地域出展者の公平性を最大限に確保できるような内容・レイアウトとすること。
- ・業界関係者向け展示商談会での、参加地域等に対する事前マッチング等準備段階からのサポートを展開すること。
- ・ステージイベント、ワークショップ、ご当地キャラのグリーティング、VR 体験コーナー等をブース内で展開する。(ワークショップは地域の希望が無ければ無理して行う必要はない)
- ・北海道の魅力を来場者に印象的に訴求するため、ブース装飾の一環として、「HOKKAIDO LOVE!」ロゴおよび北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」を活用したモニュメント等を設置し、フォトスポットとして展示すること。

なお、本モニュメントの製作に係る費用200万円を見積書に含めること。仕様及び素材は機構と相談の上決定すること。

また、このモニュメント等を活用した PR の企画提案を1つ以上提案すること。

本事業の実施効果を継続的に発信・活用できるよう、北海道への移設を想定し、モニュメント等の送料等も予め見積書に含めること。

- ・来場者への観光情報提供及び各地域出展者への誘導案内等を目的とした有人情報発信カウンターを設置すること。
- ・PR グッズ(Tシャツ等のユニホーム・ノベルティ等)について、地域の特色あるノベルティを

含むこと。選定にあたっては機構と調整の上準備すること。また、想定される参加者数分にて費用を見積りに含むこと。

・HOKKAIDO LOVE! 及びSNS公式アカウント・キュンちゃん公式 Instagram のプロモーションを機構と協議して展開すること。

### ③ ブース造作について

・ブース造作については、北海道らしさを表現し視認性が高く、他県と比べても見劣りしない装飾を行うこと。過度な装飾は必要なく、テーマに沿った内容重視の提案となる様にとどめること。

## (3) 北海道内各地域からの参加募集のサポートおよび取り纏め、連絡調整。

参加募集については、委託事業者はそのサポートをするとともに、各（総合）振興局及び参加団体と連携し調整を図ること。

## (4) 関係機関との連絡調整

①共同出展する JR 北海道・北海道エアポート・公益財団法人アイヌ民族文化財団と連携を密に図ること。上記3社と共同出展で北海道ブースを設置する予定であり、JR 北海道・北海道エアポート・公益財団法人アイヌ民族文化財団のブース出展に関しても情報収集、調整を図ること。出展小間については、当機構・JR 北海道・北海道エアポート・公益財団法人アイヌ民族文化財団は直接主催者へ申し込みし出展料についてはそれぞれが主催者へ直接支払う。窓口担当者は必要に応じて、お知らせさせていただきますのでお問い合わせください。

### ②その他関係機関との連絡調整

ツーリズム EXPO 推進室等主催者から情報を収集し、連携を密に図ること。

## (5) KPI

- ① ブース来場者数 26,000人以上
- ② ブース内キャンペーン登録者数（SNS）6,200人以上
- ③ 地域参加数（振興局除く）30団体以上
- ④ 商談件数 360件以上

## 7. 現物協賛について

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得（エビデンスの提出も必要）に努めること。

## 8. 事業実績報告書及び成果物の納品

### (1) 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類

を作成すること。

全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。

また事業にて製作、撮影したものは成果品として提出すること。

## (2) 成果物

以下の成果物をデータ提出すること。

①本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

## 9. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること

- (1) 単体企業又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること。
- (2) 単体企業又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること。  
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
  - ・民間企業
  - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 10. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を資するものか、また目的を達成するために効果的であるか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

\*北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁  
旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業  
においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案には含  
めないよう留意ください。

**【例】**赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など

1 1. 事業者決定までのスケジュール

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 当事業への参加表明 | 5月19日（火）12時 |
| (2) 企画提案書提出   | 6月5日（金）12時  |
| (3) 審査会       | 6月12日（金） 予定 |
| (4) 結果通知      | 6月15日（月） 以降 |

※企画書は下記提出先まで、持参又は郵送（提出期限必着）にて提出すること。

※6社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する。

1 2. 参加表明

下記期限内に、メールにより参加表明をおこなうこと。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 表明期限     | 令和8年5月19日（火）12時   |
| (2) 申請フォーマット | 別紙1「参加表明書」のとおり  |
| (3) 提出先      | 事業本部 観光ブランド推進部 金田・小島<br>y_kaneta@visithkd.or.jp n_kojima@visithkd.or.jp |

1 3. 企画提案書の提出

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 令和8年6月5日（金） 12時（時間厳守）   |
| (2) 提出場所 | 公益社団法人北海道観光機構<br>札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階<br>事業本部 観光ブランド推進部 金田・小島 |
| (3) 提出部数 | 企画提案書・見積書(A4版)8部  |

※1部のみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残り7部は担当者名を「A」、「B」等の表現を用いて記載し、社名は無記名で提出すること。

※コンソーシアムを構成する場合は、別紙2「コンソーシアム協定書」を提出のこと。

(4) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

#### 1.4. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の页数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

##### ① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

##### ② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

##### ③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

##### ④ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

\*交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

#### 1.5. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配付については認めない。

#### 1.6. 再委託の禁止について

- ・再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予めと当機構の承認を得る必要があるので留意すること。

・当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

- A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。
- B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
- C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 17. 留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (5) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (6) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (7) 業務遂行にあたっては、北海道観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (8) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (9) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (10) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光機構に帰属するものとする。
- (11) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

#### 18. 事業の問合わせ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

事業本部 観光ブランド推進部 担当：金田・小島 電話：011-231-0941

メール： [y\\_kaneta@visithkd.or.jp](mailto:y_kaneta@visithkd.or.jp) (金田) [n\\_kojima@visithkd.or.jp](mailto:n_kojima@visithkd.or.jp) (小島)

## 別紙 1

# 参加表明書

「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業」に係る企画提案の参加表明をします。

会社名	
担当社名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	FAX
	Email

期限 令和8年5月19日（火） 12時（時間厳守）

宛先 公益社団法人北海道観光機構

事業本部 観光ブランド推進部 金田・小島

[y\\_kaneta@visithkd.or.jp](mailto:y_kaneta@visithkd.or.jp)（金田） [n\\_kojima@visithkd.or.jp](mailto:n_kojima@visithkd.or.jp)（小島）

### 委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

#### 契約全般について

##### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

##### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

##### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

##### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

##### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなる場合があります、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

##### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

#### 再委託について

再委託は禁止です。  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

##### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

##### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は \_\_\_\_\_ とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

---

---

---

---

---

---

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

### (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

### (取引金融機関)



